令和6年度第2回(第66回) 外務省契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所		令和6年7月16日(火) 於:外務省南396号会議室									
		委 員	長		ŗ	中谷	和弘	L			
委員		委	員		3	三笘	裕、	宮本 和	之	、門伝	云 明子、増井 良啓
抽	抽出案件							(備考)			
	一般競争方式(政府調達に	こ関す	る協	定证	カカラ カラ	寸象)	2	/5	件	審査対象:
	一般競争方式(上記以外)						2/	49	件	令和5年度第4四半期
	指名競争方式				1	/4	件	リモート開催			
	企画競争に基づく随意契約方式 公募に基づく随意契約方式				0	/9	件				
					0	/0	件				
	その他の随意契	約方式						5/	56	件	
		合	計					1	23	件	
			意	見	•	質	問				回答
委員からの意見・ 質問、それに対す る外務省の回答等		別紙のとおり。							別紙のとおり。		
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容											
その他 会計課調達官より「『令和5年度を 価」について報告をし、各委員より											

別紙	
委員	外務省
1 物品・役務等の契約(総括表) (特段の意見等なし)	
2 指名停止等の運用状況 (特段の意見なし)	
3 再度入札における一位不動状況 (特段の意見なし)	
4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 (特段の意見なし)	
5 抽出案件の審議 ⑥-8:「外務大臣のドイツ訪問に伴う同時:	· X
訳」業務委嘱	MCE.
⑥-22:「外務大臣のG20リオデジャネーロ外相会合出席に伴う同時通訳」業務委嘱	1
(上記2件はまとめて質疑応答が行われた。)
○ 本契約事業者と複数課室が契約しているが 別々に契約するのではなく、課を超えて複 の通訳案件を一括で契約することはできな のか。また、本契約事業者と随意契約とし 理由如何。	(数 ホームページに掲載されている公表料金であまい り、ほぼ固定となっている。このため、他の
	G20リオデジャネイロ外相会合出席関係では、首脳や外相会合、あるいは多国間で議論をする場において、それまでの経緯や議題の一貫性、どのような論点で議論されるかという観点からも3名の通訳に今回は依頼した。特に、うち2名の通訳は、これまでイン会議を含め通訳を担当しており、この国際会議における特定のフォーラムにおいるとるような論点、言い回し、表現に特に精通しているため依頼した。

委員	外務省
	ドイツで行われたミュンヘン安全保障会議に 関する同時通訳については、ご指摘のとおり 2名の通訳に依頼しているが基本的に同会議 は、プレスの前で 5 人ほどパネルを組み、 プレスフルオープンの形で質疑応答を行われ ており、このような緊張感のある会議のもと で、多国間の通訳実績を有するこの 2名の通 訳に依頼している。
〇 料金につき、交渉の余地はないのか。	● 本契約事業者のホームページに記載されている公表料金であることから、当省から値引き交渉を行うことはしていない。
○ 今回この2件が随意契約となった理由は、大臣との相性というよりは、会議の特性に照らし、これまでの実績及び習熟度がポイントであったということか。	● 然り。
○ 通訳者のフライトクラスは、今回依頼した通訳者のレベルに応じビジネスクラスとなったのか。もしくは、長距離路線の場合はビジネスクラスになるのか等、利用クラスの基準について伺いたい。	● 総理と外務大臣の通訳は、Aクラスの通訳者に依頼しており、通訳者のレベルに応じたクラスとなるため、利用クラスはビジネスクラスとなる。
○ 今回の2件の契約のうち、G20リオデジャネイロ外相会合は開催期間が2月19日~25日、ドイツのミュンヘン安全保障会議は2月16日~19日だが、いずれも契約が1月に行われている。このような国際会議の日程はかなり前から決定しているのではないか。契約関係書類の記載内容からも開催日の直近になって契約を締結しているように見えるが、直前にならないと日程が決まらない事情があるのか。	● G20リオデジャネイロ外相会合については、議長国のブラジル側において、当日のタイムテーブルやセッションの内訳、どのような議題をどの順番、どの時間付けで行うかというようなプログラムの確定が直前まで決まらないという事情があった。
	ドイツのミュンヘン安全保障会議について も、会議の日程自体はかなり前から決定して いたが、具体的なプログラムについては、1 月まで判明しなかったという事情があった。
○ 両方の契約について、プログラムが決定しないとどの期間で通訳を確保するかも確定できないということか。また、会議・会合の期間中は通訳を貼り付ける形で契約しているのか。	● G20リオデジャネイロ外相会合については、基本的には、この期間の中で外務大臣に必要な通訳をつけなければいけない場面を決めた上で、通訳業務を依頼した。
	ドイツのミュンヘン安全保障会議については、通訳業務が必要な会議は17日~18日であり、会議が開催された16日に到着する日程で契約を結んだ。
②-48:「サイバーセキュリティ研修」業務 委嘱	
○ 本契約については、受講者10名、2日間の 研修であり合理的な契約金額だと思うが、当 初の支払見込額や、予定価格と桁が違うが金 額の差が生じた理由如何。	● 見積書の提出があった他事業者は研修内容を 一からカスタマイズした場合の価格であり、 事前の準備にかかる人件費等も含む価格で提 示されている。他方、本契約事業者は近々に 政府機関に行った研修内容と、当省が希望す る研修内容に重複する部分が非常に多かった ことから、事前の準備にかかる人件費等が抑 えられた価格で実施可能であったため、当初 の支払見込額等との金額に差が生じた。

外務省

外務省だけではなく、他省庁においてもサイ バーセキュリティについて研修を行っている ということか。

委員

- 今回は偶然に抑えられた価格で実施可能であったと思うが、各府省庁でも実施しているという事情があれば、省庁横断的に安く抑えられるような仕組みを検討することも一案かと思料する。
- 今回の落札額は他入札参加事業者と比べかなり低い金額となっており、一般のセミナーうだけではなく、充分な専門性を持って研修ではなく、充分な専門性を持って研修を持って研修ではなが希望している知識を持って研修を入札で担保であかといったことは、一般競争入札で担保できるのか。また、事前に入札参加資格験をあるのか。また、事前に入札参加資格験をある以外に、能力なりを見極められ、該当なければ排除するような手立てはあったのか。
- 悪意を持った事業者があえて安価で契約し、 誤った情報を与えることも、適切な契約方式 をとることで防ぐことができるではないかと 思料する。

②-12:「システム構築における要件定義支援」業務委嘱

○ 落札率が50.9%の低入札価格調査を実施 した案件かと思うが、本契約事業者は事前に デジタル庁から指示を受けコンサル業務を 行っていると承知しているが、この理解は正 しいか。その場合、そのような事業者である ことを外務省が認識しているのであれば、随 意契約とすることはできなかったのか。

○ 要件定義後は、システムを調達する段階になるが、本契約事業者がシステム構築を請け負う可能性はあるか。また、本契約事業者はシステム構築のサービスも提供している事業者か。

- 一般論として、どの事業者から、どういった 内容の研修を受けているかについては、対外 的には公表しておらず、実際に他省庁等でど のような研修を行っているかを網羅的に承知 しているわけではないが、昨今の安全保障の 情勢を踏まえると関連する分野を所掌してい る部署が、サイバーセキュリティについて研 修を受講していることは、充分あり得ること ではないかと思料する。
- 研修内容については、毎年同じ内容で実施しているわけではなく、個々の分析担当官を見ながら、どのような研修を受けさせることによって最も効果が高まるか、能力を向上させることができるかを考慮の上、研修内容を決定している。このため、僭越ながら政府機関内で一律に同じ研修内容で実施することが必ずしも効率的と言えない面があると考えている。
- ご指摘に感謝する。本契約事業者は、当方が必要としていた部分はクリアしていたが、当方のオーダーの仕方にも更に改善の余地があったと考えており、次回以降の契約に反映してまいりたい。他方で、今回はこれまでの実績及び当方が求める最低水準はクリアしていることを事前に確認した上で、一番安価な事業者と契約した。

- 本契約事業者が請け負う可能性はゼロではない。本契約は、実際に構築をするための前段階の作業であり、翌年度はそれを踏まえた一般競争入札を実施し事業者を決定する予定である。

外務省

○ システム構築の一般競争入札を翌年度に実施する際、前年度の要件定義を作成した事業者が有利になるというのはよくある話であり、それを狙って本落札価格を出してきているのではないか。また、ベンダーロックインに陥るのではないかということを懸念するが、その点はどのように考えているか。

委員

● 価格による一般競争入札ではなく、技術点も取り入れた総合評価落札方式によること考えていない。実際に、今回3つのシステムにで総合評価落札方式による一般競争入札を実施したが、異なる事業者が落札しており、公平に審査できたと考えている。(注:3システムのうち2システムについて異なる事業者が落札しており、残す1システムは委員会開催時点で公告中)

⑥-20:「外務本省庁舎課室電気錠設置に係 る作業」業務委嘱

- 契約関係書類には、元の入退庁管理システムは平成29年度に契約をしているが、7年前は電気錠は存在しなかったのか。この7年間でセキュリティに関する環境が変わり電気錠の追加が必要になったということか。
- 際には、電気錠は設置していなかったが、その後、主要国との情報保護協定の締結や特定 秘密に関する国内法整備等、情報保全強化の 必要性が高まり、それに応じて電気錠を追加 設置している。

● 平成29年に入退庁管理システムを設置した

- 本システムを構築した事業者しか請け負うことができないとして随意契約しているが、追加的に鍵をつける場合であっても、他事業者が請け負うことは難しいということか。
- 然り。まず、外務省入口で外務省職員及び他省庁の国家公務員の入退庁を管理し、そこからさらに電気錠設置課室については、スクリーニングし、外務省員だけを特定するオントップの機能となっている。このため、他事業者に依頼することは困難。
- 今回、一部の課室に追加で電気施錠を設置すると理解したが、セキュリティを高めるという意味で、同じ事業者ではなく他事業者の別のシステムを設置する場合には、そちらの方が費用がかかるということか。
- 然り。他事業者の別のシステムとなるとコスト、手間及び時間がかかる。また、外務省は人事異動が非常に多く、外務省へ出向する職員、他省庁へ出向する職員もおり、それらをコントロールするには、統一したシステムで運用した方がより確実という認識である。
- 今回、何箇所に電気錠を追加する契約だった のか。また、これまで設置した一箇所あたり の単価と比べ、今回の一箇所あたりの単価は 妥当か。今後も随時追加する予定か。
- 今回は10箇所の扉に設置した。単価については、既に運用しているシステムとの連動等の工程が必要であり、既存のものと比較し同程度の単価であるため、妥当と考えている。追加については、外務省全体の入退庁管理システムを数年以内に変更する予定のため、年度で最後と考えている。来年度以降に電気錠置の要望があれば、既存のものを活用していく方針としている。
- 既存のものを活用とはどういうことか。移設 費用がかからないということか。
- 現在既に設置している扉のうち、使用実態等を考慮した上で優先度が低い扉から取り外し、より必要性の高い扉につけることを考えている。今回と同様移設費用はかかるが、電気錠本体の調達と比較すると、費用を削減することができると考える。

委員 **外務省**

③-4:「在コンゴ民主共和国日本国大使館新 営工事に係る工事監理」業務委嘱

⑥-24:「在コンゴ民主共和国日本国大使館 新営工事」業務委嘱

⑥-56:「在コンゴ民主共和国日本国大使館 新営工事に係る設計意図伝達」業務委嘱

(上記3件はまとめて質疑応答が行われた。)

- 設計等の伝達先である施工者は誰か。また施工者の役割と立場は何か。本新営工事案件契約事業者が、施工現場にて説明を行うということか。
- 契約関係書類から、不調や不落が続き随意契約となったと思料するが、要因としては現地の安全事情等から受けてもらえなかったということか。
- 本案件のように殆どが海外で行われる場合、 円建てでの発注に疑問を感じるが、外貨建て での発注は難しいのか。

- 然り。施工者は日系の総合建設業者であり、 施工現場にて説明を行う。
- 然り。アフリカの中でもコンゴ(民)は治安が悪く、日系企業で営業展開を行っている企業は非常に少なく、現地で活躍している事業者がもう1者あったがこの時期は人繰りが厳しいという理由で、結果的に本契約事業者しか意向が示されなかったという状況である。
- ご指摘のとおり、為替変動についてのリスクはあり、契約事業者が不利となる場合もあることを承知の上で応札いただくように依頼している。ただ、物価上昇については物価スライド条項を設けており終営期に精算できるよう対応している。また逆に、円高となった場合は為替の差益が生じるためその点を含め、今後の検討課題と考えている。

外務省

○ 施工業者が決まらず入札参加条件を広げていく中で、過去の施工経験対象地域を広げたとのことだが、アフリカ及びアジアに限定した理由如何。施工実績地域についても評価基準があるのか。

委員

- アジア以外の外国で施工実績があれば、入札に参加できたということか。また、そうであればアジア地域を区別する理由は何か。海外での経験や対応可能な企業を絞り込む意味で、アジア地域以外としたのか。
- ①-3:「外務省オフィス改革に伴う新規什器 (第三弾)の購入等」業務委嘱
- ①-4:「外務省オフィス改革に伴う新規什器 (第四弾)の購入等」業務委嘱

(上記2件はまとめて質疑応答が行われた。)

○ 第三弾について、一者応札になった理由およびその改善に向けての考え如何。

- 調達数量の多さ、人手不足という点については、近々に解消の見通しはあるのか。
- 本案件の日程にいついては十分に確保したとのことだが、本案件は複数年に亘っ終わりに調達を行うという点から、年度の終わりに入札を行う必要はなかったのではないか。また、本2案件は調達数量が1,000人ス移転及び、同数量の什器や備品を調達する以下の表別で入れると、東京都側にかなりの負荷がからでいると思料する。全体的に前倒しにしたスケジュールにはできなかったのか。

施工実績があれば入札に参加することは可能である。また、過去の施工経験については、アフリカでの施工実績を有していること、または、過去20年間においてアジア地域を除く海外で建築工事一式元請け事業者としての施工実績を1件以上有していることのいずれかに該当することとしている。

地域によって評価点数は異なるが、海外での

● 然り。アジア地域では日系企業が多く進出しているため他の海外の地域と比べて難易度が低いため、比較的難易度の高いアフリカ地域での施工のことを考え、アジア地域を除く海外での実績とした。ただ、今後はより広く入札参加事業者を募るために、アジア地域を含めて行く必要があるかと考えている。

- 見通しという点では、例えば本案件のスケジュールに関しては、入札公告掲載期間、書類締切りまでの期間、入開札から納期までの期間には問題がなかったと考えており、現時点においては、今後も関係事業者に広く声かけを行っていくことに尽きると考えている。
- ご指摘のとおり、第三弾の什器購入案件が一 者応札になった背景には、スケジュール感が 大きな原因であると思料する。本2案件はレ イアウトの調整や内装工事、移動計画等複数 の部局が絡みかなりの時間を要した。今後 は、スケジュールに余裕を持って進められる よう、計画の策定を可能な限り前倒して進め ていくことが重要と考える。